

大阪市告示第463号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開館及び臨時休館について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和6年4月1日

大阪市長 横山英幸

1 臨時開館

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立 西屋内プール 水泳場 トレーニング場	令和6年4月9日（火）	午前9時から 午後9時まで
大阪市立 西屋内プール 水泳場	令和6年4月23日（火） 令和6年4月30日（火）	午後6時から 午後9時まで

2 臨時休館

施設名	年 月 日
大阪市立 西屋内プール 水泳場 トレーニング場	令和6年4月1日（月）

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）